

意見書案第 1 号

重層的支援体制整備事業交付金の見直しに関する意見書

上記の意見書を関係方面に提出されたく、別紙のとおり加東市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 1 8 日提出

加東市議会産業厚生常任委員会
委員長 小 紫 泰 良

重層的支援体制整備事業交付金の見直しに関する意見書

令和7年3月に示された「重層的支援体制整備事業交付金」の基準額引き下げ及び今後の交付金大幅削減（最大7割）の方針は、地域共生社会の実現に向けた自治体の取り組みを根底から揺るがすものであり、極めて遺憾と言わざるを得ない。

本事業は、制度の狭間にある複雑化・複合化した課題に対応するための重要な柱であり、既に多くの自治体が体制整備に着手している。事業開始直前、あるいは定着期におけるこのような急激な方針転換は、現場に大きな混乱を招き、支援体制の維持を困難にするものである。

ついでには、地域福祉の継続性を確保し、誰一人取り残さない支援体制を堅持するため、下記の事項を強く要望する。

記

1 交付基準額の適切な確保と急激な減額の撤回

人口規模による一律の引き下げではなく、各自治体における支援ニーズの実態やこれまでの体制整備の進捗を十分に考慮し、必要な予算を確保すること。特に、2026年度以降に想定されている大幅な削減計画については、地方財政への影響を鑑み、撤回又は激変緩和措置を講じること。

2 多機関協働事業等における外部委託の柔軟な運用

多機関協働事業については、専門性の確保や民間ノウハウの活用の観点から、外部委託が効果的な場合も多い。地域の社会資源や実施体制に応じ、自治体の裁量で委託を選択できるよう、一律の制限を行わないこと。

3 持続可能な財政支援の確立

本事業は任意事業ではあるが、地域生活課題の解決に向けた法的責務（社会福祉法第106条の3）を果たすための基盤である。単なる効率化の議論に終始せず、中長期的な視点から安定した財政措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣 殿

兵庫県加東市議会議員 岸本真知子